

成年後見人

Q & A



富山家庭裁判所

(H29. 11. 版)

目 次

Q 1	後見人とは	1
Q 2	後見人の最初の仕事	3
Q 3	財産目録	4
Q 4	後見予算	5
Q 5	後見監督とは	6
Q 6	被後見人の収入・支出の管理	8
Q 7	預貯金の管理方法	9
Q 8	被後見人の財産から支出できるもの	10
Q 9	被後見人の居住用不動産の処分	12
Q 10	被後見人の財産の処分	13
Q 11	遺産分割にあたっての留意点	14
Q 12	後見人と被後見人の利益が相反する場合	15
Q 13	被後見人の財産がなくなったとき	16
Q 14	後見制度支援信託	17
Q 15	報酬の付与	18
Q 16	後見人の辞任	19
Q 17	後見人の任務の終了	20
Q 18	後見人であることの証明	22
Q 19	登記事項に変更が生じた場合	23
Q 20	マイナンバーの取扱い	24

Q 1 後見人とは

このたび、後見人に選任されましたが、後見人の仕事と責任について教えてください。

A 後見人は、被後見人（後見を受ける人のこと）の身上監護に関する法律行為と財産管理を行います。また、行った職務の内容を家庭裁判所に報告します。このように、後見人は、その職務の重要性から、重い責任が課せられます。

1 後見人の職務

(1) 被後見人は、認知症、知的障害、精神障害などの原因により判断能力を欠くため、自分の財産を適切に管理することができませんし、治療や介護を受ける契約を自分で結ぶことができません。そこで、被後見人に代わって、その役割を果たす人が必要になり、それが後見人です。このように後見人は被後見人にとってなくてはならない存在です。

家庭裁判所は、このような目的から、被後見人の生活や財産の状況、被後見人との関係、後見人候補者の状況など、さまざまな事情を考慮した上、被後見人のために誠実に、かつ責任をもって、その職務を果たすことができる方を後見人に選任しています。

(2) 身上監護に関する法律行為とは、本人の生活や健康、療養等に関する法律行為を行うことをいいます。例えば、被後見人の住居の確保及び生活環境の整備、施設等の入退所の契約、被後見人の治療や入院等の手続などを行うことをいいます。

(3) 財産管理とは、被後見人の財産内容の正確な把握、年金の受領、必要な経費の支出といった出納の管理、預貯金の通帳や保険証書などの保管などを行うことをいいます。

詳しい財産管理の方法については、Q 6 を参照ください。

2 後見人の責任

(1) 後見人はその職務の重要性から、重い責任が課せられています。そのため後見人に不正な行為、著しい不行跡、その他後見の任務に適しない事由があるときには、家庭裁判所が後見人を解任することがあります。

解任の理由となるのは、例えば、後見人が被後見人の財産を私的に借用、流

用したりする行為、後見人としての信用、信頼を失墜させるような行為、後見人の権限を濫用する行為、適当でない方法で財産を管理する行為等があった場合、または、任務を怠った場合などです。

- (2) 後見人は、被後見人のために、十分な注意を払って、誠実にその職務を遂行する責任を負っていますので、故意又は過失により被後見人に損害を与えた場合には、賠償しなければなりません。

なお、悪質な場合は、業務上横領等の刑事責任を問われることもあります。

- (3) 後見人の仕事は、被後見人の適切な身上監護や財産管理を目的としていることから、後見人は、必要に応じて家庭裁判所に連絡や相談をしていただくほか、家庭裁判所（後見監督人が選任されたら後見監督人）に原則年1回、後見事務の内容を自主的に報告することにより、監督を受けることになっています。これを「後見監督」といいます（Q5参照）。

Q 2 後見人の最初の仕事

後見人に選任されて、まずしなければならないことは何ですか。

A まず、速やかに被後見人の財産の内容を把握してください。その上で、被後見人のお金を毎月どのくらいつかうか予算を立て、裁判所が定めた期限内に「財産目録」及び「本人収支表」を提出してください。

1 後見人の最初の仕事は、被後見人の財産の内容を正確に把握することです。後見人が被後見人の財産を管理するためには、その財産の内容を十分に知らなければなりません。収入（年金、給与、家賃等）、支出（生活費、医療費、施設費、税金、社会保険料等）、資産（預貯金、不動産、生命保険、有価証券、現金等）、負債など、どのようなものがあるかを調査してください。これまで、後見人以外の方が被後見人の財産を管理しているような場合には、速やかに、財産の引継ぎを受けてください。

2 その上で、被後見人にふさわしい暮らし方や支援の仕方を考えて、財産管理や介護、入院などの契約について、今後の計画と収支予定を立てます。そして、被後見人に必要な費用について、1か月にどの程度かかるか予算を立ててください（これを「後見予算」と言います。）。

なお、後見人がその仕事を行う上で必要な費用（これを「後見事務費」といいます。Q 8を参照）も、予算に含めてください。ただし、後見人の報酬（Q 1 5参照）は後見事務費には含まれませんので、予算に含めないでください。

3 裁判所が定めた期限内に、被後見人の「財産目録」及び「本人収支表」（選任時の通知に同封）を提出していただきます。

「財産目録」の作成は、預貯金は最新の残高が記載された通帳、生命保険は保険証書等、不動産は登記事項証明書等、それぞれの原本に基づきあらためて正確に記載して作成の上、「後見事務報告書」とともに提出してください。

なお、これらの資料は、今後、原本を確認させていただいたり、コピーを提出していただいたりする場合がありますので、常に整理して保管しておいてください。

また、申立て時には分からなかったが、その後新たに見つかった財産や収入については、裏付けとなる資料のコピーを同封の上、ご提出ください。

Q 3 財産目録

財産目録には、どういうことを書けばよいのですか。また、提出しなければならない時期はいつですか。

A 1 財産目録とは、被後見人の預貯金、生命保険、株券などの有価証券、不動産、負債、その他について、被後見人の資産の内容を個別具体的に記載した一覧表のことです。後見人になったら、財産状況を調査し、この一覧表を作成していただきます。

2 後見監督（Q 5 参照）においても財産目録を提出していただきます。

1 財産管理は、後見人の最も重要な仕事です。そのため、後見人は、被後見人の財産内容を把握し、対外的に明らかにするために、財産目録を作成しなければなりません。

後見監督人が選ばれていれば、後見監督人の立ち会いをもって作成することが必要となります。

2 財産目録は、例えば、預貯金であれば、金融機関名、支店名、口座番号、預貯金の種類、最新の残高について、通帳または証書ごとに列挙します。

選任時の通知に同封した「財産目録」に記入してください。

3 今後、原則年1回の自主報告（Q 5 参照）でも、財産目録を作成していただきます。

Q 4 後見予算

後見予算を立てるように言われましたが、何をすればいいのですか。

A 「後見予算を立てる」とは、後見人が、今後、被後見人の財産を計画的かつ適正につかうために、毎月もしくは毎年の収入、支出を見積もることです。その内容は、添付資料「本人収支表」に記載していただきます。

1 後見人は、被後見人の財産を適正に管理する責任を負いますから、被後見人の生活水準を保ちつつ、限りある財産を計画的につかうことが求められます。そのため、後見人は、被後見人の収入（年金、給与、家賃など）及び支出（入院費や施設費、税金、家賃、生活費など）を把握し、収入の範囲内でやりくりできるものか、毎月どの程度の余裕があるのか、あるいは、預貯金を取り崩さないと生活を維持できないのか、などについて見積もってください。その結果を、「本人収支表」の収入支出欄に、それぞれ記入してください。

なお、後見監督時（Q 5 参照）など、原則1年ごとに新たな「本人収支表」の提出が必要となります。これは、後見開始申立時や後見人選任直後の「本人収支表」は予定額を記載していたことに対して、後見監督において作成する「本人収支表」は、過去1年の収支実績に基づいて作成していただくこととなりますので、ご注意ください。

Q 5 後見監督とは

「後見監督」というのは、どういうことをするのですか。

A 「後見監督」とは、後見人の仕事が適正になされているかどうかを確認するため、家庭裁判所が、後見人に対して、定期的に報告を求めたり、調査を行うことです。

具体的には、原則年1回の定められた月に、後見人から自主的に報告していただきます。

そのため、後見人は、普段から被後見人の財産状況や生活状況をきちんと把握しておいてください。

1 後見事務の報告書式，時期

(1) 書式

後見人選任時、家庭裁判所から①後見事務報告書、②財産目録、③本人収支表の書式が送付されますので、それを原本として保管しておいてください。インターネットにアクセスできる方は、裁判所ウェブサイトから書式をダウンロードできるので、適宜ご利用ください。

◇ 富山家庭裁判所ウェブサイトの後見関連のページ

<http://www.courts.go.jp/toyama/saiban/tetuzuki/index.html>

(2) 後見事務の報告時期

家庭裁判所では、すべての後見人に、原則年1回、自主的に後見事務を報告してもらいます。その時期については、後見人選任時の通知に、毎年報告する月が定められていますので、その月になったら速やかに、①後見事務報告書、②財産目録、③預貯金通帳・証書のコピー、④本人収支表を送付してください。

2 提出書類について

(1) 後見事務報告書

10万円以上の収入又は支出があった場合は、別紙の「10万円以上の臨時的収支表」を記載のうえ、それを裏付ける資料を添付してください。

(2) 財産目録

預貯金については、すべての通帳・証書のコピーを添付してください。不動産、保険、負債、その他（株式、国債等）については、変動があった場合にそれを裏付ける資料を添付してください。

(3) 預貯金通帳・証書のコピーについて

提出日の直前に記帳したうえで、①表紙（金融機関名，通帳の種類，店番号，口座番号，口座の名義人の氏名などの記載あり），②表紙をめくってすぐの見開きページ（口座番号，取扱支店名などの記載あり），③前回報告から現在までの記帳部分すべてのコピーを取ってください。

(4) 本人収支表

過去1年間の実績に基づいて記載してください。この本人収支表には，定期的な収入・支出のみを記載し，臨時の収入・支出は除いてください。

(5) 預貯金通帳等の資料のコピーの取り方

縦A4版で，左に2cm以上の余白を取ってください。

(6) 提出時の留意点

家庭裁判所に提出（郵送）する際，その控え（コピー）を手元にとっておいてください。裁判所から問い合わせがあった場合，その控えで対応していただくことになりますし，次回の後見事務報告書等の作成の際の参考資料となります。

3 後見事務の調査

定められた月に後見事務報告書等の提出がない場合，後見人としての任務を怠ったとして，後見人を解任される場合がありますので，ご注意ください。

また，提出いただいた後見事務報告書等の内容によっては，被後見人の生活状況や財産管理の状況を，後見人から直接説明していただくことがあります。その場合は，家庭裁判所にお越しいただく日時等を事前にお知らせいたします。

Q 6 被後見人の収入・支出の管理

被後見人の収入・支出はどのように管理すればよいのでしょうか。また、どのような資料を残しておけばよいのでしょうか。

A 被後見人の収入・支出を、後見人など第三者のそれと明確に区別し、現金については、現金出納帳をつけて管理してください。また、個々の収入・支出を裏付ける領収書、レシート等を残しておいてください。

- 1 後見人に選任された方は、被後見人の親族である場合もあるでしょうが、後見人となった以上、被後見人の財産は、あくまで「他人の財産」であるという意識を持っていただく必要があります。後見人や第三者の財産と被後見人の財産とを混同しないようにしてください（Q 1 参照）。ある財産が被後見人のものか後見人のものか明らかでないという場合でも、後見人の勝手な判断で、被後見人名義の財産を後見人名義に変更したりせず、その財産の管理方法について、家庭裁判所に相談してください。
- 2 日常的・定期的な収入・支出については、なるべく一つの口座で入金や自動引落しがされるようにしておくと、定期的な収支が一通の通帳によって把握できて便利です。

現金については、現金出納帳（形式は問いません）をつけて管理してください。そして、個々の収支を裏付ける領収書、レシート等を項目ごとに整理して、保管しておいてください。
- 3 次に、現金出納帳をもとに、一定期間の収支を項目ごとに整理していただく必要があります。これによって収支のバランスがよく分かり、将来の予定を立てる上でも大変参考になるからです。毎月の収支を項目ごとに整理して記載していけば、年間の収支のバランスが明らかになります。
- 4 これらの現金出納帳や領収書等は、必要に応じて家庭裁判所に提示していただくことがありますので、後見監督（Q 5 参照）に備えて、保管しておいてください。

Q 7 預貯金の管理方法

- 1 元本割れの危険はあるものの、利回りがよい方法で運用してもよいでしょうか。
- 2 被後見人名義の預金がありますが、後見が開始された後、口座の名義を変える必要がありますか。
- 3 預貯金口座が多数あるので、それらをまとめてもいいですか。

A 1 金利が低くても、元本が保証される安全確実な方法で管理してください。

- 2 金融機関に成年後見人となった旨を報告していただき、被後見人の口座の名義を「成年被後見人〇〇〇〇成年後見人△△△△」にしてください。
- 3 管理しやすくなることから、口座をまとめることを勧めます。ただし、以下のような留意点があります。

1 元本が保証されない運用

後見人は、被後見人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、被後見人の財産を管理しなければなりません。そのため、危険を冒し投資して収益を図るのではなく、安全確実な方法で管理することが求められることになります。

万一、元本が保証されない運用を行って損害が発生した場合は、後見人を解任される可能性があるばかりではなく、新しい後見人から損害賠償を請求される可能性もあります。

2 預貯金通帳の名義

名義を「成年被後見人〇〇〇〇成年後見人△△△△」とするのは、金融機関や第三者に対して、成年後見が開始していることを明らかにするためです。

名義を上記のとおりではなく、後見人やその家族の名義とした場合は、横領とみなされ、後見人を解任される場合がありますので、注意してください。

3 口座の統合と留意点

残高の少ない口座が多数ある場合は、管理しやすくするために、口座をまとめることをお勧めします。

ただし、ペイ・オフ対策については、その金融機関が破綻するかどうかについて家庭裁判所は判断できませんので、後見人自身をご判断ください。

また、被後見人が遺言を作成しているあるいは可能性が高い場合、口座を統合することで遺言の執行に支障が生じる場合がありますので、留意してください。

Q 8 被後見人の財産から支出できるもの

被後見人の財産から支出できるものは、どのようなものがありますか。

- A
- 1 被後見人自身の施設利用料や生活費のほか，被後見人の負債があります。
 - 2 後見人がその職務を遂行するために必要な経費がありますが，以下の点に留意してください。
 - 3 被後見人が扶養義務を負っている配偶者や未成年の子などの生活費（扶養料）は原則認められますが，以下の点に留意してください。
 - 4 冠婚葬祭等の交際費については，認められる場合がありますが，以下の点に留意してください。

1 被後見人自身にかかる費用

被後見人自身の食費，被服費，施設利用料，医療費等，被後見人自身の生活に必要な費用については，被後見人の財産から支出することができます。

また，被後見人が第三者に対して債務を負っている場合には，後見人として当然被後見人の財産から弁済しなければなりません。被後見人が支払うべき債務かどうか判断に迷う場合は，弁済してしまう前に家庭裁判所に相談してください。

2 後見事務遂行のための経費

後見人がその職務を遂行するために必要な経費は，被後見人の財産から支出してかまいません。たとえば，後見人が被後見人との面会や金融機関に行くための交通費，被後見人の財産の収支を記録するために必要な文房具，コピー代等がそれに当たります。ただし，支出の必要性，被後見人の財産の総額に照らして相当な範囲に限られ，高額なタクシー代等については特別な事情がない限り認められませんので，注意してください。

なお，後見人に選任される前の後見開始の申立て費用（印紙，切手，鑑定費用等）は，申立て時に被後見人の財産からの負担を求め，かつ，後見開始の審判でもその旨記載されていないと，被後見人の財産から支出できません。これら手続をしておらず，申立て費用を被後見人の財産から支出しようとするときは，その旨を記載した上申書を家庭裁判所に提出した上，家庭裁判所の指示に従ってください。

3 親族への扶養料

被後見人に一定の収入や資産があり，配偶者や未成年者の子がいて，その人た

ちに収入がないといった場合には、被後見人はこれら配偶者や子を扶養すべき義務を負っていることになり、その生活費（扶養料）についても、被後見人の財産から支出することができます。

ただし、後見人が被後見人の配偶者や子である場合、その利益が相反しますし、その扶養料をどの程度とするかは難しい問題があります。また、利益相反関係になくとも従前の支出額を参考として、被後見人の財産状況、扶養を受ける人の状況等を加味する必要があります。これらの点を考慮の上、扶養料を支出する必要性と金額を、毎年の後見監督時（Q 5 参照）に報告してください。内容によっては、家庭裁判所から後見人に説明を求めたり、是正を求める場合がありますので、ご協力ください。

なお、被後見人が施設に入所しているのに、扶養家族が生活している被後見人名義の家の水道光熱費等を被後見人名義の財産から支出することは認められません。

4 冠婚葬祭費等の交際費

被後見人の子や孫への入学・結婚祝い、親族や知人への香典などが交際費として挙げられます。これらは、対象者との関係性、被後見人の判断能力があった時期の意思、被後見人の収入や資産に照らして、相当と認められる範囲という制約があります。これも、以上のような点を考慮して判断いただきますが、金額が高額になる場合は、事前に家庭裁判所に報告していただくのがよいでしょう。いずれにしても、毎年の後見監督時（Q 5 参照）には必ず報告してください。内容によっては、家庭裁判所から後見人に説明を求めたり、是正を求める場合がありますので、ご協力ください。

5 その他の支出

上記 1 から 4 以外の支出について、被後見人の財産から支出が認められないという訳ではありません。支出してよいか判断に迷う場合は、必ず事前に家庭裁判所に相談してください。

Q 9 被後見人の居住用不動産の処分

被後見人名義の居住用不動産を処分（売買，賃貸，賃貸借の解除，抵当権の設定等）したいのですが，どうしたらよいでしょうか。

A 被後見人の居住用不動産を処分する必要がある場合は，事前に裁判所に居住用不動産処分許可の申立てをし，その許可を得る必要があります。

1 被後見人の居住用不動産とは，被後見人が居住するための建物又はその敷地をいいます。これには，被後見人が現に住居として使用している場合に限らず，被後見人が現在は病院に入院していたり施設に入所しているために居住していないが，過去に居住していたことがある場合や，将来居住する可能性がある場合なども含みます。

被後見人にとって，戻る住居がなくなったり，居住環境が変われば，その心身や生活に重大な影響が生じることになります。そこで，これらの処分については，特に慎重を期すため，家庭裁判所の許可を得なければならないとされています。

「処分」には，売却，賃貸，賃貸借の解除，抵当権の設定のほか，贈与，使用貸借，譲渡担保権・仮登記担保権・不動産質権の設定等が含まれます。

後見人が家庭裁判所の許可を得ないで，被後見人の居住用不動産を処分した場合は，その処分行為は無効となります。

2 具体的には，「被後見人の居住用不動産の処分の許可」の申立てが必要です。処分をする前に，家庭裁判所に報告して，手続きを確認してください。

Q10 被後見人の財産の処分

被後見人が自宅とは別に所有している土地を売却したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 被後見人の財産（居住用不動産に関するものを除く，Q9参照）の処分は，後見人の責任で行ってかまいません。ただし，被後見人に損害を与えないよう，処分の必要性，他の方法の有無，被後見人の財産の額などを事前に十分に検討してください。

売却代金は，必ず被後見人名義の口座で管理してください（Q7参照）。また，売却代金の入金状況が分かる資料を添付して，すみやかに家庭裁判所に報告してください。

1 後見人は，被後見人の財産を適正に管理する義務を負いますが，一方で，被後見人を代理し，被後見人の財産を処分する権限が与えられています。

ただし，土地を売却すれば費消されやすいお金になったり，抵当権を設定すれば財産的価値が減少したりするので，むやみに処分することは望ましいことではありません。

2 被後見人の財産を処分する必要がある場合，後見人は，自己の責任において被後見人の財産を処分することになります。処分にあたっては，その必要性，より安全な他の方法の有無，被後見人の現在の財産額などを考慮して，被後見人に損害を与えないように注意する必要があります。万一，被後見人に損害が生じた場合，後見人は賠償責任を負います。

したがって，重要な財産を処分する場合で，後見人だけでは判断に困ることがあれば，事前に，家庭裁判所に相談してください。事情によっては，処分しようとしている財産や処分の方法等について，家庭裁判所に資料等を提出していただく場合もあります。被後見人の居住用不動産の扱いについてはQ9のとおりです。

Q 1 1 遺産分割にあたっての留意点

近々、遺産分割が予定されていますが、被後見人は相続人の1人です。遺産分割協議にあたり、被相続人の相続分（取り分）をどのように決めたらよいか悩んでいます。

A 遺産分割協議にあたっては、法定相続分（民法第900条参照）が被後見人の取得分になります。

- 1 遺産分割協議においては、被後見人の権利を守るため、原則として法定相続分を確保してください。法定相続分については、民法第900条をご覧ください。例えば、被後見人の夫が死亡し、被後見人と夫との間に子どもが2人いる場合、被後見人の法定相続分は2分の1で、残りの2分の1を子ども2人で等分した4分の1がそれぞれの子の法定相続分となります。
- 2 相続人の間で意見がまとまらず、分け方が決まらない場合は、家庭裁判所の遺産分割調停を利用する方法もあります。
- 3 後見人と被後見人がともに相続人である場合は、遺産分割協議にあたり、特別代理人の選任が必要になります（Q 1 2参照）。

Q 1 2 後見人と被後見人との利益が相反する場合

後見人は被後見人と兄弟ですが、亡くなった父の遺産分割協議はどのようにすればよいでしょうか。

A 後見人となった方自身の利益と、被後見人の利益が相反する場合（「利益相反」といいます。）にあたりますので、遺産分割協議のためには「特別代理人の選任」が必要です。

1 後見人は被後見人の財産を管理するために、財産行為に関する包括的な代理権を与えられています。しかし、後見人と被後見人の利益が相反する場合には、公正に代理権を行使できるとは言えません。そこで被後見人の利益を保護するため、家庭裁判所の選任した特別代理人が代理権を行使しなければならないと定められています。

質問にあるように後見人と被後見人がともに相続人である場合の遺産分割のほか、後見人と被後見人の中での賃貸借契約や売買契約なども、利益相反行為にあたりますから、特別代理人の選任が必要です。特別代理人は、遺産分割の内容や契約内容が被後見人の不利益にならないよう行動しなければなりません。

2 利益相反にあたる手続が必要なときは、後見人（または利害関係人）から家庭裁判所に「特別代理人の選任」を求める申立てをしてください。

ただし、すでに後見監督人が選任されている場合は、後見監督人が被後見人を代理することになりますので、特別代理人を選任する必要はありません。

3 特別代理人は、特定の手続だけのために選ばれるものですから、後見人とは異なり、その手続が終われば当然に任務は終了します。

Q 1 3 被後見人の財産がなくなったとき

被後見人の財産はほとんどありません。入院費などを支払って全部なくなってしまったら、後見人が被後見人の生活費を負担しなければなりませんか。

A その場合、被後見人の生活費は、被後見人の扶養義務者が負担しなければなりません。もし、後見人自身が被後見人の扶養義務者であれば、後見人も負担を求められることがあります。

誰の援助も受けられない場合は、生活保護など公的扶助を受給することになります。

1 被後見人の生活に要する費用は、基本的には被後見人の財産から支払われるのが相当です。しかし、被後見人の収入が十分でなかったり、財産も底をついてしまったという場合は、被後見人の扶養義務者（配偶者、親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹）が負担することになります。

扶養義務者が複数いる場合は、誰がどのように負担するかを話し合いで決めることになります。決まらない場合は、家庭裁判所の調停や審判を利用することもできます。後見人自身が扶養義務者であれば、話し合いの結果、被後見人の生活費を負担することもあるでしょう。

2 被後見人に身寄りがなく扶養義務者がいない場合や、扶養義務者はいても生活に余裕がなくて援助できないような場合は、生活保護など公的扶助に頼る以外にないでしょう。被後見人の居住地の市町村役場等に相談してください。

Q 1 4 後見制度支援信託

後見制度支援信託という制度ができたと聞きました。どのような制度ですか。

A 後見制度支援信託は、被後見人の財産の適切な管理・利用のための方法の一つです。具体的な制度の説明は、次のとおりです。

1 後見制度支援信託について

平成24年2月から導入された制度です。被後見人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。成年後見と未成年後見において利用することができます。信託財産は、元本が保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。

後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約するにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とします。

財産を信託する信託銀行や信託財産の額などについては、原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人が被後見人に代わって決めた上、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行等との間で信託契約を締結します。

信託契約締結後は、原則として、専門職後見人は辞任し、親族後見人に引き継ぐこととなります。

後見制度支援信託について詳しく知りたい方は、次の資料があります。

◇ 裁判所リーフレット「後見制度において利用する信託の概要」

<http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/>

◇ 富山家裁「後見制度支援信託Q & A」（富山家裁に備置）

<http://www.courts.go.jp/toyama/saiban/tetuzuki/index.html>

◇ 一般社団法人信託協会リーフレット「後見制度をバックアップ・後見制度支援信託」

http://www.shintaku-kyoukai.or.jp/data/pdf/data04_01leafkouken.pdf

2 後見制度支援信託を利用する場合

後見開始時には利用していなくても、被後見人の財産額が一定額に達するなど、家庭裁判所が必要と判断した場合に、利用いただくこととなります。その際には、家庭裁判所から後見人に案内いたします。被後見人の財産を適切に管理・利用することを目的としておりますので、ご理解・ご協力いただきたいと思います。

Q 1 5 報酬の付与

後見人は報酬を受けることができると聞きましたが、被後見人と親族であってももらえるのですか。もし、もらえるとすれば、どのくらいもらえるのですか。

A 後見人であれば、親族であっても報酬を受けることができます。ただし、報酬を受けるためには、家庭裁判所に「報酬付与」の申立てが必要です。

また、報酬の金額は、後見人の仕事の内容に応じて家庭裁判所が決めます。

- 1 後見人は、重大な責任と義務を負いますから（Q 1 参照），その職にある間や任務終了（Q 1 7 参照）の際に、報酬を請求することができます。
- 2 報酬を望む場合は、家庭裁判所に「成年後見人に対する報酬の付与」の申立てをする必要があります。家庭裁判所がそれを認めて、初めて、後見人は被後見人の財産から報酬を受けることができます。後見人の判断で、管理している被後見人の財産から勝手に差し引くことはできません。
- 3 後見人の報酬は、過去の一定期間の後見事務を評価して決められるものですから、請求した時点で被後見人に財産がなければ支払われません。
報酬の額は、管理している財産の額や後見事務の困難度などを総合的に検討し、それぞれの事案ごとに、後見人の仕事の内容に応じて家庭裁判所が決めます。家庭裁判所が決めた報酬の額に不満がある場合、または、報酬が認められなかった場合、いずれの場合にも、不服の申立てはできません。
- 4 報酬を望まない場合には、申立てをする必要はありません。

Q 1 6 後見人の辞任

病気や高齢により、後見人の仕事を続けることができなくなった場合は、どうすればよいですか。

後見人は何歳まで続けることができますか。

A 後見人の仕事を続けることができなくなった場合は、家庭裁判所に、「成年後見人の辞任」と「成年後見人選任」の申立てをしてください。

法律上、後見人の年齢制限はありませんが、病気や高齢により後見事務を行うことに支障が生じる前に、後見人の交代をしてください。

1 後見人は、被後見人の権利や財産を守るため、家庭裁判所に適任であると認められて選任されたわけですから、後見人の都合で自由に辞任できることにすると、被後見人の利益を守れなくなるおそれがあります。そこで、後見人が辞任するには、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て初めて辞任することができます。

「正当な事由」の例としては、病気や高齢のほかに、後見人が遠隔地へ転居することになって後見人の職務を円滑に行えなくなった場合などが考えられます。

2 後見人が辞任した場合は、他に後見人がいる場合を除いて、その後見人は、遅滞なく新たな後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければなりません。「成年後見人の辞任」の申立てと同時に、「成年後見人選任」の申立てをしてください。

3 法律上、後見人に年齢制限はありません。ただし、突然、病気や高齢により後見事務が行えなくなってしまうと、被後見人の権利や生活を守ることができなくなってしまいます。そのため、目安として後見人自身の年齢が75歳を超えたら、他の親族または第三者への後見人の交代を検討してください。

Q 17 後見人の任務の終了

後見人に選任されましたが、後見人の役目はいつまで続くのですか。また、後見人の役目を終えるときには何をしたらいいのでしょうか。

- A ①被後見人の死亡、②後見開始の審判の取消し、③後見人の辞任、④後見人の解任により後見人の任務は終了します。後見開始の申立て時の問題が解決したとしても、後見人の任務は終了しません。

後見人の任務が終了したときは、後見人は、それまで管理していた被後見人の財産について、管理の計算をしなければなりません。それを家庭裁判所に報告し、相続人、本人もしくは新しい後見人に財産の引継ぎをしてください。

1 被後見人が死亡したとき (①)

被後見人が死亡したときには、すみやかに家庭裁判所に連絡してください。

戸籍または除籍の謄本等を提出していただくなど、必要な手続についてご説明いたします。また、東京法務局にも、後見終了の登記申請書を提出してください(問い合わせ先はQ 19参照)。

2 被後見人の判断能力が回復して後見開始の審判が取り消されたとき (②)

被後見人の判断能力が回復して、後見人が必要なくなった場合には、家庭裁判所に「後見開始の審判の取消し」の申立てをしてください。

3 後見人が辞任するとき、又は解任されたとき (③④)

辞任についてはQ 16をご覧ください。

万一、不正行為等によって解任されたときは、新たな後見人に財産を引き継いでください。

4 管理の計算

後見人の任務が終了してから2か月以内に、それまで行っていた財産管理の収支について計算をし、後見人の任務が終了した時点の被後見人の財産について、財産目録を作成しなければなりません(財産目録については、Q 3参照)。

後見監督人が選任されている場合は、後見監督人の立ち会いをもって作成しなければなりません。財産目録を作成したら、その結果を、財産を引き継ぐ相手(後記5参照)に報告してください。

5 財産の引継

(1) 被後見人が死亡したとき

管理していた財産は、相続人の1人に引継いでください。他に相続人がある場合は、他の相続人全員に対し、財産を引き継いだことを通知してください。

なお、あなたが相続人の1人である場合は、他の相続人全員に対し、あなたが引き続き管理している財産の内容を通知してください。

ただし、相続人全員を特定できずに戸籍を取り寄せる必要があるなど、費用や時間がかかる場合は、家庭裁判所に相談してください。

- (2) 被後見人の判断能力が回復して後見開始の審判が取り消されたとき

管理していた財産は、被後見人であったご本人に引き継いでください。

- (3) 後見人が辞任するとき、又は解任されたとき

管理していた財産は、新しい後見人に引き継いでください。

6 後見事務終了の報告

管理の計算と財産の引継（相続人への通知）が終了したら、家庭裁判所に後見事務が終了したことを報告してください。

※ 万一、後見人ご自身が死亡したときは、ご親族のどなたかが家庭裁判所に連絡してください。被後見人の権利保護に支障をきたさないよう、すみやかに後任の後見人を選ばなければならないからです。また、新しい後見人への財産の引継ぎは、ご親族にお願いすることになります。

Q18 後見人であることの証明

後見人であることの証明を求められたときは、どうすればよいでしょうか。

- A 東京法務局又は最寄りの地方法務局（本局に限る。）に「登記事項証明書」を申請してください。

後見が開始されると、法定後見の種類、後見人の氏名、住所、被後見人の氏名、本籍、住所などが東京法務局に登録されます。登記された内容を証明するのが「登記事項証明書」で、これが、後見人であることの証明書になります。

1 東京法務局に郵送で取り寄せる場合

「登記事項証明書」を申請するためには、「登記事項証明申請書（成年後見登記用）」に必要事項を記載した上、本人確認書類のコピー、収入印紙あるいは登記印紙550円（H23.4.改訂）と返送用切手を貼った返信用封筒（長3サイズ（A4の三つ折りの大きさ））を同封し、下記東京法務局宛に送付してください。申請書を郵送してから証明書が届くまで、約1週間から10日程度かかります（東京法務局ホームページ参照）。

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

電話 03-5213-1360（ダイヤルイン）

登記事項証明申請書は、東京法務局のホームページからダウンロードできます。

2 最寄りの地方法務局の窓口で申請する場合

直接最寄りの地方法務局窓口において交付を受ける方法があります。ただし、この申請は地方法務局の本局に限られ、支局や出張所では取り扱っていませんので、ご注意ください。

富山地方法務局戸籍課

富山市牛島新町11番7号

電話：076-441-6271（直通）

Q 1 9 登記事項に変更が生じた場合

後見人に選ばれた後、転居したため住所が変わりました。何か手続が必要ですか。

A まず、家庭裁判所に連絡してください。その上で、東京法務局に、「登記申請書（変更の登記）」を提出してください。

後見人が転居により住所が変わったり、婚姻、離婚、養子縁組等によって姓が変わったりすることがあります。その結果、登記されている内容が現実と異なり、後見人の仕事をする上で、不都合が生じるおそれがあります。

したがって、家庭裁判所にご報告いただくとともに、東京法務局に登記事項を変更するための「登記申請書（変更の登記）」を提出していただきます。

なお、被後見人の登記事項に変更があった場合も同様です。

詳しくは、東京法務局のホームページをご覧ください。

また、一定の手続をすれば、変更の登記と終了の登記（Q 1 7 の 1 参照）はオンライン申請が可能になります。詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

◇ 東京法務局 成年後見登記

http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/category_00006.html

◇ 法務省 成年後見登記のオンライン申請

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00018.html

Q20 マイナンバーの取扱い

後見人が本人のマイナンバーを取り扱う場合に、注意することはありますか。

A 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に抵触する行為を行わないように留意して、適切に管理する必要があります。

1 マイナンバーの取扱いについて

マイナンバーは重要な個人情報であり、その取扱いについては「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）で厳格に定められています。後見人が本人のマイナンバーを把握し、その保管、提供を行うかどうかについては、本人の状況や手続におけるマイナンバーの必要性などを踏まえて、後見人自らが適切に判断しなければなりません。

また、マイナンバーを利用できる範囲は番号法で限定的に定められています。後見人が本人のマイナンバーを取得した場合には、番号法に抵触する行為を行わないように留意して、適切に管理する必要があります。

2 家庭裁判所に提出する書類について

家庭裁判所における後見関係の手続において、マイナンバーが必要とされることは通常ありません。後見人が本人のマイナンバーが記載された書類を取得した場合には、それを不用意に家庭裁判所に提出することがないように注意しなければなりません。また、後見事務報告の資料として、やむを得ず本人のマイナンバーが付記された書類を提出する場合には、マイナンバーが記載された部分を黒く塗り潰すなどして、マイナンバー自体を家庭裁判所に提出することがないように御留意ください。